

階段手摺設置工

(BPタイプ[®]及び鋼管基礎タイプ)

制定・改定日 2024.02.26

項 目	内 容	留 意 事 項
準 備 工	<ul style="list-style-type: none"> ・作業打合せ(KY活動) ・規制及び作業内容等の確認 ・保護具の確認 ・使用機械、照明器具、資材、工具の点検 ・架空線、埋設物の位置確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全打合せ書により確認及びKY活動実施 ・作業員全員への周知徹底(埋設物等含む) ・作業別安全チェックシートの活用 ・作業車の安全装置の確認
アンカー削孔及び鋼管基礎設置	<ul style="list-style-type: none"> ・現場KY活動の実施 ・現場状況を確認する。 ・作業方法・作業手順・作業分担を確認する。(埋設物協議、作業手順書等) ・(BPタイプ)支柱位置を確認し削孔位置決めハンマードリルにて削孔作業を行う。 ・(BPタイプ)規定の深さまで削孔し削孔穴を清掃する。 ・(鋼管基礎タイプ)削孔及び掘削を鋼管基礎を所定の位置、高さに設置する。 ・(鋼管基礎タイプ)鋼管内に碎石及び砂を所定の高さまで入れ締固める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に関する注意事項を確認し、KYTを行う。 ・作業にあった適切な保護具の着用をする。 ・埋設物等の明示及び防護を行う。(埋設物協議参照) ・作業方法、手順等にあつては、埋設物協議、作業手順書等を確認し職長が当日の作業員を適切に配置し監視、指導する。
支柱建柱	<ul style="list-style-type: none"> ・作業方法・作業手順・作業分担を確認する。(埋設物協議、作業手順書等) ・(BPタイプ)削孔穴にアンカーホルトを設置したのち支柱とアンカーホルトをナットで固定する。 ・(BPタイプ)固定する際、垂直方向を確認する。 ・(鋼管基礎タイプ)支柱の高さ・垂直・方向を確認し固定する。 ・(鋼管基礎タイプ)鋼管天端までコンクリートを流し込み、締固め養生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業にあった適切な保護具の着用をする。 ・埋設物等の明示及び防護を行う。(埋設物協議参照) ・作業方法、手順等にあつては、埋設物協議、作業手順書等を確認し職長が当日の作業員を適切に配置し監視、指導する。
ビーム取付 (BPタイプ・鋼管基礎タイプ共)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業方法・作業手順・作業分担を確認する。(埋設物協議、作業手順書等) ・支柱上部にビームを取り付ける。 ・ビームを取り付ける際、勾配、方向等確認し固定する。 ・ホルトの締め忘れがないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業にあった適切な保護具の着用をする。 ・埋設物等の明示及び防護を行う。(埋設物協議参照) ・作業方法、手順等にあつては、埋設物協議、作業手順書等を確認し職長が当日の作業員を適切に配置し監視、指導する。
後片づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・現場内および周辺に残材が残らぬよう清掃する。 ・使用した資機材をトラックに積み込む。 ・清掃終了後は、責任者が必ず現場を確認し撤収する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。 ・荷台などに資機材の置き忘れがないか確認する。 ・車両からの飛散防止対策(ネット、資機材の固定)がされているか確認する。

作業編成(標準)		機材		資材		安全器具・保護具	
作業責任者	1 名	ダンプトラック(2t)	デスクグラインダー	支柱		ヘルメット	切創手袋
現場監視員	1 名	連絡車	ハンマードリル	ビーム		反射(自発光)チョッキ	消火器
作業員	3 名	発電機	削孔機	付属品		警笛	
		電工ドラム				保護メガネ	
		インパクトドライバ [®]				防塵マスク	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者へ報告・相談する。

■注意事項(共通の指導事項)

- 1.機械作業は、有資格者が必ず行う。(免許・資格証は必ず携帯する)
- 2.機械の操作方法、安全装置の確認を充分行うこと。
- 3.作業に合った保護具を使用する。(保護メガネ・防毒・防塵マスク・耐切創用手袋等)
- 4.消火器を設置する。
- 5.一人作業の禁止
- 6.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
- 7.作業で使用しない工具は、発電機を切るコンセントを抜き、誤作動がおこらないようにする。

■条件

- ①5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合は、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ②作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所では作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- ③ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ④巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下でしようする場合には、落下時に地面に到達しない場合にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。